



境町告示第 82 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，岩井・境都市計画公園を変更したので，同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し，同条第 2 項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 12 日

境 町 長 橋 本 正 裕



- 1 都市計画の種類
近隣公園（3・3・101 境古河 I C 周辺地区 1 号公園）
- 2 都市計画の内容
公園の変更
- 3 都市計画を変更する区域
猿島郡境町 大字長井戸 字ビハ砂 の一部，
大字蛇池 字ビヤ砂，字西原 の各一部，
大字西泉田 字上野原 の一部
- 4 都市計画の縦覧場所
境町役場建設農政部都市計画課

岩井・境都市計画公園の変更（境町決定）

都市計画公園に3・3・101号境古河IC周辺地区1号公園を次のように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近隣公園	3・3・101	境古河IC 周辺地区 1号公園	境町大字長井戸字ビハ砂, 大字蛇池字ビヤ砂, 字西原, 大字西泉田字上野原	約3.4ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業の進展に合わせ、より一層の利便性向上を図るため、また、安全で安心そして快適な憩いの場を整備し、良好な都市環境を形成するため、本案のとおり都市計画公園を変更するものである。



